

財産処分承認申請書

下表に示す交付規程に基づき、以下のとおり補助対象システムの財産処分の承認を申請します。

交付補助金年度	準拠規程
H25(2013)~H28(2016)	民生用燃料電池導入支援事業費補助金 交付規程 第25条第1項
H29(2017)以降	燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金 交付規程 第25条第1項

1. 補助金の額の確定番号

[]

燃料電池普及促進協会 使用欄

年度

(補助金対象年度)

2. 補助事業者について

補助事業者			
フリガナ 補助事業者 氏名又は法人等名			印
現住所 (建物名があれば記入)	(〒 ー) 都道府県		
日中連絡先電話番号(携帯可)*	ー ー	*日中連絡の取れる連絡先を必ず記入してください。携帯電話等も可。	
申請者が法人等の場合の担当者連絡先(下記住所が未記入の場合、補助事業者現住所に通知書等を送付します。)			
法人等担当者名		所属部署名	
住所 (法人等書類送付先) (建物名があれば記入)	(〒 ー) 都道府県		
連絡先電話番号	ー ー	FAX	ー ー

3. 手続代行者について(手続きの代行を第三者に依頼する方のみ記入)

手続代行者 法人等名		社印	
住所	(〒 ー) 都道府県		
フリガナ 担当者	担当者電話番号	ー ー	
	FAX	ー ー	

4. 処分の方法

該当する番号を○で囲んでください。

1 売却(譲渡含む)	2 廃棄(新機種との交換含む)	3 その他(下記[]に内容を記入)
------------	-----------------	--------------------

その他の具体的内容 []

5. 処分予定日

令和 年 月 日

6. 処分の理由等

[]

注1: 内容訂正の場合には、二重線の上に訂正印(本書類に捺印の補助事業者印又は手続代行者印)で訂正してください。修正液等での訂正は、無効になります。

注2: 本用紙のコピーを大切に保管してください。(補助事業完了日の翌年度(4月1日)から6年間)

※ 一般社団法人燃料電池普及促進協会の家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金は、経済産業省が定めた民生用燃料電池導入支援事業費補助金交付要綱または燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱第2条に基づく補助金を家庭用燃料電池システムの設置等をしようとする方に交付するものです。